人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
NEWS
Chugoku Transport & Tourism Bureau

令和８年１０月１９日（同時発表）

国土交通省中国運輸局・公正取引委員会事務総局中国支所

山口県初
３機関合同の荷主等パトロールを実施します！
～物流分野全体の取引環境の適正化に向けて～

中国運輸局では、トラックドライバーの労働時間規制強化による輸送力不足、いわゆる「物流の２０２４年問題」に対応するため、長時間の荷待ちや取引を阻害する行為の是正を目的として、トラック・物流Ｇメンによるパトロール・是正指導を行っているところです。

１０月・１１月のトラック物流Ｇメンの集中監視月間の取組の一環として、公正取引委員会中国支所及び山口労働局と連携し、改正物流法、トラック適正化二法、トラックドライバーに適用される改善基準告示のほか、令和８年１月に施行された「取適法」※を踏まえ、違反原因行為の未然防止を図るため、山口県では初となる３機関合同で荷主等へのパトロール（訪問ヒアリング及び周知啓発活動）を実施します。（パトロールには山口県トラック協会のＧメン調査員も同行予定です）

※製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律。
「下請法」から名称変更されました。

３機関合同荷主等パトロール概要

１	日　　時	令和８年１０月２１日（水）１３：００～１６：００　※雨天決行
２	場　　所	山口県山口市、宇部市、防府市、山陽小野田市、周南市
３	実施機関	中国運輸局（貨物課、山口運輸支局、広島運輸支局） 公正取引委員会事務総局中国支所 山口労働局（監督課、労働基準監督署（山口、宇部、徳山））

【トラック・物流Ｇメンについて】
令和５年７月に創設されたトラックＧメン（令和６年１１月トラック・物流Ｇメンに改組）は、長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行う国土交通省の部隊です。

取材申込・取材時の留意事項

＜取材申込＞

●情報収集及び周知の様子について撮影が可能です。

●希望される場合は、１０月２０日１５時までに、氏名、報道機関等名、連絡先の３点について下記問合わせ先まで御登録をお願いします。集合場所については取材を希望された際にお伝えします。

＜留意事項＞

●駐車スペースの用意はありません。

●パトロール実施中の取材や撮影については、取材者御自身において取材対象者（荷主事業者等）に許可を取ってください。

●撮影される場合には、**施設の一般利用者等が特定されないようにプライバシーの保護に十分ご配慮**お願いいたします。

●当日の取材については、運輸局職員の指示に従ってください。

【問合せ先】

※　取材を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

中国運輸局自動車交通部　貨物課　音谷・築山・内藤
TEL：082-228-3438
Mail：cgt-chugokukamotsu@ki.mlit.go.jp

公正取引委員会事務総局中国支所
取引適正化調査課　岩本・渡邉
TEL：082-228-1520
Mail：chugoku-shitauke2281520@jftc.go.jp

違反原因行為の例